

1 郵政事業の公社化と郵便事業への民間参入

- お客さまサービスの一層の向上のために

(1) 平成15年中に日本郵政公社が設立

今次の中央省庁等改革においては、国の行政の役割を「官から民へ」、「国から地方へ」という基本的な視点から見直すこととされ、このような行政機能の減量、効率化の一環として、郵政事業については、現在の国の直営事業を改め、「三事業一体として新たな公社（郵政公社）」により実施することとされた（平成9年12月の行政改革会議最終報告）。これを受け、平成10年には中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号）が制定され、郵政公社の制度設計についての基本的な枠組が示され、同15年中に日本郵政公社を法律により設立するものとされた。また、従来国の独占事業とされてきた郵便事業についても、民間事業者の参入についてその具体的な条件について検討に入ることとされた。

これらを踏まえ、国営の新たな公社の制度及び郵便事業の民間参入の在り方について、幅広く有識者と意見交換等を行うことを目的として、平成13年8月から総務大臣主催の「郵政事業の公社化に関する研究会」が開催され、同12月には中間報告が取りまとめられた。

総務省では、この中間報告を踏まえ、関係法律の立案に着手し、第154回通常国会に、「日本郵政公社法案」、「日本郵政公社法施行法案」、「民間事業者による信書の送達に関する法律案」、「民間事業者による信書の送達に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案」を提出したところである。

(2) 日本郵政公社法案の概要

日本郵政公社は、中央省庁等改革基本法第33条第1項の規定に基づき、郵政事業を一体的に経営する国営の新たな公社として設立されるものであり、独立採算制の下、信書及び小包の送達の役務、簡易で確実な貯蓄、送金及び債権債務の決済の手段並びに

簡易に利用できる生命保険を提供する業務、当該業務を行うための施設その他の経営資源を活用して行う国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展に資する業務等を総合的かつ効率的に行うことを目的としている。

主な特徴として、日本郵政公社の会計は企業会計原則によることとし、その経営に当たっては、中期経営目標及びこれを達成するための中期経営計画を定めることとしていること、また、中期経営目標、業務評価のほか、財務、業務及び組織の状況その他経営内容に関する情報については公表することとしていること、日本郵政公社の役員及び職員は国家公務員とすること等が挙げられる。

(3) 民間事業者による信書の送達に関する法律案の概要

民間事業者による信書の送達の事業の許可制度を実施し、その業務の適正な運営を確保するための措置を講ずることにより、信書の送達の役務のあまねく公平な提供を確保しつつ、利用者の選択の拡大を図ることを目的としている。

信書便の役務を提供する事業として、一般信書便役務^(注1)を含む信書便の役務を提供する一般信書便事業（全国全面参入型）と、特定信書便役務^(注2)のみ提供する特定信書便事業（特定サービス型）の2つの事業類型を設け、いずれも総務大臣の許可制とする。

業務に関して、一般信書便事業者の提供する一般信書便役務に関する料金は事前届出制としているほか、一般信書便事業及び特定信書便事業共通に、信書便物の秘密の保護の観点から、検閲の禁止及び秘密の保護、信書便管理規程の策定の義務等を課している。

(注1) 次のいずれにも該当する信書便の役務

長さ、幅及び厚さがそれぞれ40cm、30cm及び3cm以下であり、かつ、重量が250g以下の信書便物を送達するもの
国内において信書便物が差し出された日から原則3日以内に送達するもの

(注2) 次のいずれかに該当する信書便の役務のみ提供

3時間以内に信書便物を送達するもの
1,000円を下回らない範囲内で定める額を超える信書便物を送達するもの
長さ、幅、厚さの合計が90cmを超え、又は重量が4kgを超える信書便物を送達するもの

2 郵便局におけるワンストップサービスの推進

- 更なる住民の利便向上を目指して

「ワンストップサービス」とは、様々なサービスを1か所で提供するものであり、住民にとって最も身近な国の窓口機関である郵便局におけるワンストップサービスが実現すれば、利便性が著しく向上すると考えられる。

総務省ではその推進を図るために、平成9年度以降様々な実証実験を実施してきたが、さらに、地方公共団体と地域の郵便局が一層の連携を深めることにより、住民サービスをより効率的に提供する手法等を検討するため、平成12年4月から「地方公共団体と郵便局の協力体制のあり方についての研究会」を開催し、平成13年3月に最終取りまとめを行った。

これを踏まえ、住民の利便の増進を図るとともに、

地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、住民票の写しの交付等の事務を郵便局において取り扱うことができるようにする「地方公共団体の特定の事務の郵政官署における取扱いに関する法律案」を第151回通常国会に提出、第152回臨時国会において成立し、平成13年12月1日より施行されている。これにより、地方公共団体は郵政事業庁長官等との協議により規約又は契約を締結し、図表に掲げる事務を郵便局において取り扱うことができるようになった。なお、証明書交付事務に係る協議については、地方公共団体の議会の議決が必要である。

平成13年度末現在、3市町村と規約を締結し、11郵便局で証明書交付事務を実施している。

図表 郵政官署において取り扱う事務

【証明書交付事務】

- 戸籍の謄本、抄本等
- 納税証明書
- 外国人登録原票の写し及び外国人登録原票記載事項証明書
- 住民票の写し及び住民票記載事項証明書
- 戸籍の附票の写し
- 印鑑登録証明書
- の交付の請求の受付及び写し・証明書の交付事務（本人請求に係るもの）

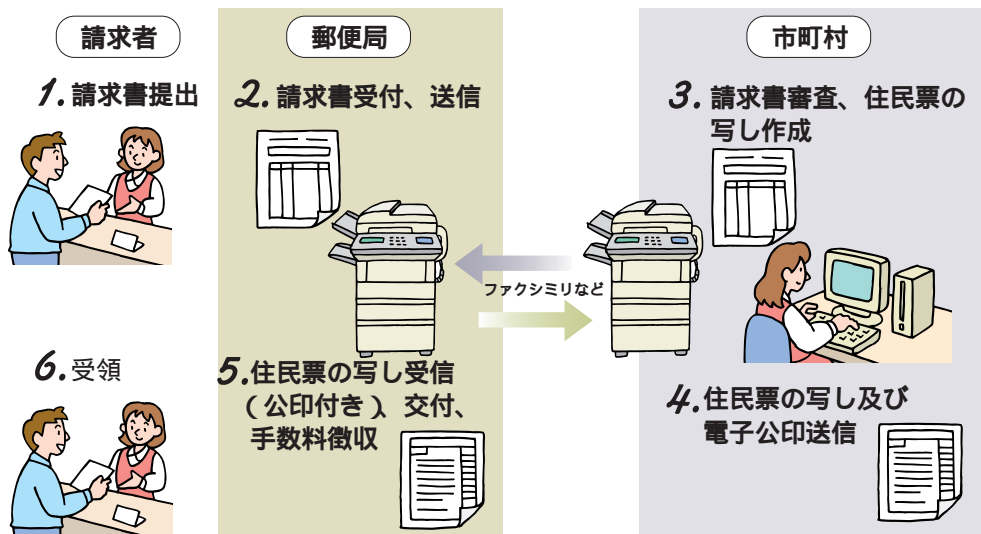
【郵便局窓口において提供する事務例】

- 公営バスの回数券・ごみ処理券・し尿処理券・ごみ袋の販売
- 公営施設・学習講座の利用申込みの取次ぎ

【外務職員を活用したサービス例】

- 高齢者等への立寄り・声かけや日用品の配送等
- 図書館の圖書の配送、返送
- 廃棄物等不法投棄に関する情報提供

図表 証明書交付事務のサービスイメージ



3 郵便ネットワークの開放

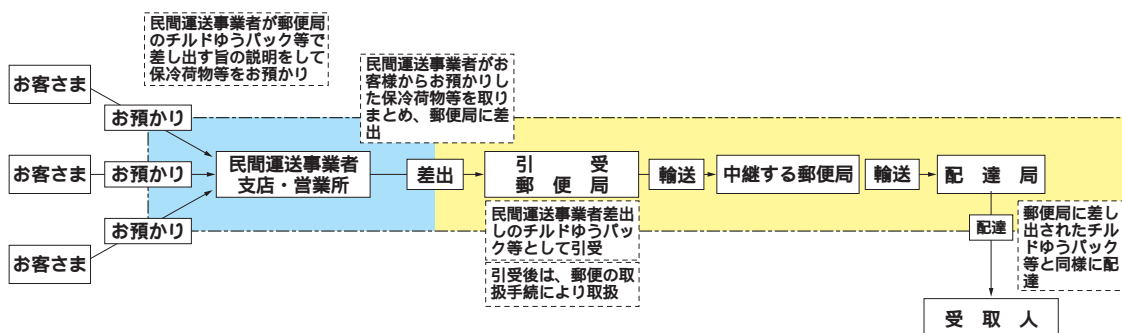
- 一層の利便性向上のために

郵便局では、最近増加傾向にある保冷扱いの荷物等をより便利にお届けできるようにするため、民間の運送事業者がお客さまからお預かりした保冷荷物等を、郵便局のネットワークを活用して全国にお届けする取扱を実施している。これにより、国民共有の生活インフラである郵便局ネットワークのオープン化が進むとともに、民間運送事業者のネットワークを通じて保冷荷物等を送るためのアクセスポイントが増加し、お客さまの利便性が一層向上すること

になる(図表、)。

また、現在物流業界においては、倉庫契約、データ管理、梱包作業及び配送作業を一貫して提供するトータルサービスが一般的になっている。そこで、郵政事業庁は平成13年4月に山九と合意書を締結し、山九の商品・在庫・データ管理と郵便局のネットワークを組み合わせたトータルサービスの提供を実施している。

図表 民間運送事業者との提携による保冷荷物等の取扱概念図



図表 提携民間運送事業者

事業者名	引受地域	配達地域	実施時期
西濃運輸㈱	全国	全国	10.9.1 (岐阜県、静岡県、愛知県、三重県の取扱は10.6.1)
トナミ運輸㈱	25都府県		10.11.16 (富山県、石川県、福井県の取扱は、10.7.3) (一般小包の取扱は11.3.1)
名鉄運輸	北海道、宮城県、山形県、愛知県、岐阜県、三重県、福岡県		10.9.1 (北海道、宮城県の取扱は11.4.1) (山形県の取扱は11.6.1) (福岡県の取扱は12.9.1)
信州名鉄運輸㈱	新潟県、長野県		10.9.1
第一貨物㈱	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県		10.10.1
岡山県貨物運送㈱	岡山県、広島県、山口県、鳥取県、島根県		10.10.1
宇和島自動車運送㈱	愛媛県		10.10.1
# 琉球通運航空	沖縄県		10.10.1
松岡満運輸㈱	北海道		10.10.12 (一般小包の取扱は11.7.1)
西武運輸㈱	23都道府県		10.11.16 (一般小包の取扱は12.10.2)
九州西武運輸㈱	広島県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県		10.11.16
西鉄運輸㈱	岡山県、広島県、山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県		10.11.16 (岡山県、広島県、山口県の取扱は11.7.12)
㈱エスラインギフ	15都道府県		11.11.11
札幌通運㈱	北海道、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、神奈川県、山梨県、東京都、静岡県、滋賀県、大阪府		12.3.1 (宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、神奈川県、山梨県、東京都、静岡県、滋賀県、大阪府の取扱は12.11.1)
㈱近鉄エクスプレス北海道	北海道		12.12.1
㈱近鉄エクスプレス	宮城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県、長崎県、沖縄県		13.6.1

は、一般小包の取扱も実施

4 郵便貯金ネットワークサービスの充実

- ATM提携サービスの広がりが加速

総務省では、郵便貯金の利用者の利便性向上を図るため、郵便局に出向かなくても郵便貯金の様々なサービスが利用できるようにする郵便貯金ネットワークサービス充実化施策を進めている。

(1) ATM提携サービス・相互送金サービス

平成11年1月より他の金融機関^(注)と提携し、現金自動預払機(ATM)及び現金自動支払機(CD)を相互にオンラインで接続している。当初115金融機関との間で始められた提携は、平成14年4月1日現在で1,993機関となっており、開始時の20倍近くにまで拡大した。本相互接続により、郵便貯金キャッシュカードの利用者は提携金融機関のATM・CDで通常郵便貯金の払戻し等を、提携金融機関のカードの利用者は郵便局のATM・CDで普通預金等の引出し等を行うことが可能となった。本サービスの利用は、平成14年3月末現在で、総利用件数が約12,282万件、総利用金額が約7兆2,715億円となっている。

また、平成12年3月から、郵便振替口座と提携金融機関の預金口座との間で相互に送金することができるサービスを開始し、当初2金融機関との間で始められた提携は、平成14年4月1日現在で、35金融機関となっている。

(2) デビットカードサービス

キャッシュカードの利用者が、ショッピング代金をオンラインで自己の口座から利用店の口座に振替をすることにより、キャッシュレスによるショッピングを可能とするデビットカードサービスを、平成11年1月より開始している。平成14年4月1日現在で、1,686金融機関のキャッシュカードを使って、全国約18万か所でキャッシュレスショッピングの利用が可能となっている。

(3) 郵貯インターネットホームサービス

インターネットを利用する預金者の利便性向上のため、平成12年3月より、インターネット上において、口座間の送金サービス等のほか、4万人のモニターを対象に22社のバーチャルモールや、民間金融機関のホームページにおける決済サービスを提供す

る実証実験を展開してきた。平成14年3月からは郵貯インターネットホームサービスを実用化している。

(4) マルチペイメントネットワークサービス

平成14年1月より、利用者からの各種料金等の払込みについて、窓口やATMでの払込結果をマルチペイメントネットワークを経由し、一括して電子データで収納企業に通知するサービスや、収納企業が設置する端末設備を通じて、預金者が自動払込みの申込みをオンラインで行うサービス等を開始した。

(5) 郵便貯金ホームサービス

郵便貯金ホームサービスでは、従来から、音声サービスのチャネル(電話・ファクシミリ)を利用し、口座の現在高等の各種照会や口座間送金のサービスを行っているが、平成13年1月より、インターネット対応用携帯電話(iモード、EZWeb及びJ-スカイウェブ)を利用し、口座の現在高等の各種照会や口座間送金ができるよう、チャネルの拡充を行った。

また、平成13年6月より、「Lモード」、同年7月より「J-Web」のインターネットサービス対応の固定用電話を利用して、音声による口座の現在高等の各種照会や口座間送金が可能となり、郵便貯金ホームサービスのチャネル拡充を図った。

図表 ATM・CD提携サービスの概要

